

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1) (略) (2) 基準及び規格の遵守について 畜産物等の安全性を確保するためには、まず、製造業者、輸入業者又は販売業者により成分規格等省令において定められた基準及び規格を遵守した飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売等が行われることが必要である。 また、これと並んで重要なのは、畜産農家等の段階における飼料又は飼料添加物（特に<u>成分規格等省令別表第 1 の 1 の(1)のウの表に掲げるものの単一製剤及び複合製剤（以下「抗菌性物質製剤等」という。）</u>）を含む飼料の基準及び規格に合った適正使用であり、成分規格等省令において使用の方法の基準が設定されているのは、このような趣旨によるものであるので、畜産農家等における飼料添加物を含む飼料の使用期間をはじめとする基準及び規格を遵守する必要がある。 (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第 1（飼料関係） (ア)・(イ) (略) (ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第 1 の	第 2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1) (略) (2) 基準及び規格の遵守について 畜産物等の安全性を確保するためには、まず、製造業者、輸入業者又は販売業者により成分規格等省令において定められた基準及び規格を遵守した飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売等が行われることが必要である。 また、これと並んで重要なのは、畜産農家等の段階における飼料又は飼料添加物（特に<u>抗菌性物質製剤</u>）を含む飼料の基準及び規格に合った適正使用であり、成分規格等省令において使用の方法の基準が設定されているのは、このような趣旨によるものであるので、畜産農家等における飼料添加物を含む飼料の使用期間をはじめとする基準及び規格を遵守する必要がある。 (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第 1（飼料関係） (ア)・(イ) (略) (ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第 1 の

1 の(3))

a (略)

b 別表第1の1の(3)のイの(i)は、抗菌性物質製剤等の畜産物への残留を防止するため、畜産農家段階において搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらへの抗菌性物質製剤等を含む飼料の使用を禁止したものであり、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

c・d (略)

e 使用基準の遵守は、畜産生産者の責務であることは勿論であるが、畜産関係者全体でそのための条件の整備をすることが必要であり、抗菌性物質製剤等を含まない飼料の適正な供給があつて始めて可能となるものであるため、飼料の製造業者等は抗菌性物質製剤等を含まない飼料の適正量の製造及び円滑な流通に努めること。

なお、飼料の使用基準の遵守については、「飼料使用基準の遵守の指導強化について」（昭和55年6月27日付け55畜B第1774号畜産局長通知）、「飼料製造管理者による飼料製造実地管理体制の点検及び使用基準の遵守の指導強化について」（昭和57年1月20日付け56畜B第3220号畜産局長通知）及び「飼料の適正使用について」（平成3年2月5日付け3畜B第72号畜産局長通知）により通知しているので、併せて留意すること。

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その（注）の1及び（注）の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

1 の(3))

a (略)

b 別表第1の1の(3)のイの(i)は、抗菌性物質製剤の畜産物への残留を防止するため、畜産農家段階において搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらへの抗菌性物質製剤を含む飼料の使用を禁止したものであり、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

c・d (略)

e 使用基準の遵守は、畜産生産者の責務であることは勿論であるが、畜産関係者全体でそのための条件の整備をすることが必要であり、抗菌性物質無添加飼料の適正な供給があつて始めて可能となるものであるため、飼料の製造業者等は抗菌性物質無添加飼料の適正量の製造及び円滑な流通に努めること。

なお、飼料の使用基準の遵守については、「飼料使用基準の遵守の指導強化について」（昭和55年6月27日付け55畜B第1774号畜産局長通知）、「飼料製造管理者による飼料製造実地管理体制の点検及び使用基準の遵守の指導強化について」（昭和57年1月20日付け56畜B第3220号畜産局長通知）及び「飼料の適正使用について」（平成3年2月5日付け3畜B第72号畜産局長通知）により通知しているので、併せて留意すること。

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その（注）の1及び（注）の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

含有する飼料添加物の名称及び量

アビラマイシン 2.5 g 力価／トン

抗菌性物質製剤等並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオン酸類、ギ酸及びフマル酸（以下「抗酸化剤等」という。）以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）でも表示することができることとされている。この趣旨から、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称を一般名とし、指定名称に代えて一般名を名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

表 （略）

d （略）

(オ)～(ケ) （略）

イ 別表第2（飼料添加物関係）

含有する飼料添加物の名称及び量

アビラマイシン 2.5 g 力価／トン

抗菌性物質製剤（プロピオン酸類を除く。）並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオン酸類、ギ酸及びフマル酸（以下「抗酸化剤等」という。）以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の名称の表示については、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」という。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめることが難しいこと等から、指定名称に代えて広く一般に使用されている名称（以下「一般名」という。）でも表示することができることとされている。この趣旨から、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称を一般名とし、指定名称に代えて一般名を名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示することができるものとする。

表 （略）

d （略）

(オ)～(ケ) （略）

イ 別表第2（飼料添加物関係）

(ア) 飼料添加物一般の通則等について（成分規格等省令別表第2）

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)の力の規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物（抗菌性物質製剤等を除く。）並びに別表第2の3の(6)及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質等。

ウ 食品衛生法施行規則別表第1に掲げられたもの。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（別表第2の8）

a～d (略)

e ナイカルバジンについて

ナイカルバジンを含む飼料及び飼料添加物の製造、保管及び輸送に当たっては、ナイカルバジンの特性を考慮し、抗菌性物質製剤等を含まない飼料等に移行残留することのないようにするものとする。

f (略)

(4) (略)

(ア) 飼料添加物一般の通則等について（成分規格等省令別表第2）

飼料添加物の有用性又は安定性を高めるために、安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤、又は溶解補助剤を製剤に用いることができることとされているが、これらのものは、次のアからウまでの区分のいずれかに該当するもので、別表第2の3の(5)の要件を満たすものを用いることとし、用いる量も当該製剤を製造するために必要な最小限の量にとどめること。

なお、用いたものの名称は、別表第2の5の(2)の力の規定に基づき飼料添加物の袋に表示することとなるが、この場合、一般名で表示すること。

ア 天然物

イ 飼料添加物（プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム以外の抗菌性物質を除く。）並びに別表第2の3の(6)及び別表第2の8の各条の規定において規定されている賦形物質等。

ウ 食品衛生法施行規則別表第1に掲げられたもの。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（別表第2の8）

a～d (略)

e ナイカルバジンについて

ナイカルバジンを含む飼料及び飼料添加物の製造、保管及び輸送に当たっては、ナイカルバジンの特性を考慮し、抗菌性物質無添加飼料等に移行残留することのないようにするものとする。

f (略)

(4) (略)

3 製造等の禁止

基準又は規格に合わない飼料又は飼料添加物の製造等の行為は、何人もしてはならないとされている（法第4条）。特に飼料添加物のうち抗菌性物質製剤等については、これを用い得る対象家畜及び量が規制されており、基準又は規格が定められているもの以外は飼料添加物として飼料に用いることはできない。また、法第4条の規制の対象となる行為については、その受忍義務の程度、規制の効果と必要性等の観点から、製造、輸入及び販売の段階を重点的に規制するものとし、農家段階の使用については、販売段階を規制してもなお基準又は規格設定の趣旨を達し得ないという場合に限定して規制対象とすることとされている（法第4条第1号及び第4号）。なお、販売行為については、対価を得て他人にある財産権を移転する継続反復して行う売買行為と、不特定又は多数の者に対する販売以外の授与（対価を得ず交付する行為）のほか、実質的にはこれらと同一の実態を有する特定の者に対する授与であって、①当該授与に係る飼料又は飼料添加物が販売の用に供されるものであるか、②当該授与に係る飼料又は飼料添加物が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであるか、のいずれかに該当する当該授与の行為についても法の所期の目的達成上規制の対象とする必要があるので、本法上販売の概念に含まれると解されたい（法第4条第1号、規則第2条）。

4～6 （略）

7 飼料製造管理者

安全性の見地から法の目的を達成するには、まず製造の段階で安全な飼料又は飼料添加物が生産されることが基本である。従って、製造業者には、安全な飼料又は飼料添加物を製造し、供給する社会的責任を果たすことが強く要請されている。このため、製造の方法

3 製造等の禁止

基準又は規格に合わない飼料又は飼料添加物の製造等の行為は、何人もしてはならないとされている（法第4条）。特に飼料添加物のうち抗菌性物質製剤については、これを用い得る対象家畜及び量が規制されており、指定された抗菌性物質製剤以外は飼料添加物として飼料に用いることはできない。また、法第4条の規制の対象となる行為については、その受忍義務の程度、規制の効果と必要性等の観点から、製造、輸入及び販売の段階を重点的に規制するものとし、農家段階の使用については、販売段階を規制してもなお基準又は規格設定の趣旨を達し得ないという場合に限定して規制対象とすることとされている（法第4条第1号及び第4号）。なお、販売行為については、対価を得て他人にある財産権を移転する継続反復して行う売買行為と、不特定又は多数の者に対する販売以外の授与（対価を得ず交付する行為）のほか、実質的にはこれらと同一の実態を有する特定の者に対する授与であって、①当該授与に係る飼料又は飼料添加物が販売の用に供されるものであるか、②当該授与に係る飼料又は飼料添加物が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであるか、のいずれかに該当する当該授与の行為についても法の所期の目的達成上規制の対象とする必要があるので、本法上販売の概念に含まれると解されたい（法第4条第1号、規則第2条）。

4～6 （略）

7 飼料製造管理者

安全性の見地から法の目的を達成するには、まず製造の段階で安全な飼料又は飼料添加物が生産されることが基本である。従って、製造業者には、安全な飼料又は飼料添加物を製造し、供給する社会的責任を果たすことが強く要請されている。このため、製造の方法

につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において安全性の見地から配合の割合及びその方法等に特別の注意を必要とするものの製造業者は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し一定の資格（規則第 32 条）を有する飼料製造管理者を置かなければならないこととされている（法第 25 条第 1 項）。このような飼料及び飼料添加物としては、①落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料、②抗菌性物質製剤等の飼料添加物を含む飼料、③その成分につき規格が定められた飼料添加物が定められている（令第 5 条）。なお、製造業者は、飼料の製造に当たって、その品質管理、衛生管理等の面に関する管理規則等を定めるとともに、飼料製造管理者制度による管理体制の整備に努められたい。

飼料製造管理者は、事業場ごとにその製造を実地に管理しなければならないが、事業場における製造状況や管理状況に応じ、複数の事業場について同一人が管理することを妨げない。また、この飼料製造管理者はその飼料又は飼料添加物の製造の方法についての基準を理解し得る専門的な知識経験を有し、かつ、従業者を監督し得る管理的な地位にあることによって行われる業務、具体的には、①直接飼料又は飼料添加物の製造の業務に携わり、かつ、②その飼料又は飼料添加物の製造の過程において法の違反（特に製造の方法についての基準違反）又は法の処分違反（具体的には法第 23 条又は第 24 条の処分違反）が行われないように必要な注意を払うことが、その役目となる（法第 25 条第 2 項）。なお、製造に係る記録の確認等用事については、デジタル技術を活用することを妨げない。

従って、飼料製造管理者の資格は、このような役目を果たし得るものとして、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、③令第 5 条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に三年

につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において安全性の見地から配合の割合及びその方法等に特別の注意を必要とするものの製造業者は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し一定の資格（規則第 32 条）を有する飼料製造管理者を置かなければならないこととされている（法第 25 条第 1 項）。このような飼料及び飼料添加物としては、①落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料、②抗菌性物質製剤等の飼料添加物を含む飼料、③その成分につき規格が定められた飼料添加物が定められている（令第 5 条）。なお、製造業者は、飼料の製造に当たって、その品質管理、衛生管理等の面に関する管理規則等を定めるとともに、飼料製造管理者制度による管理体制の整備に努められたい。

飼料製造管理者は、事業場ごとにその製造を実地に管理しなければならないが、事業場における製造状況や管理状況に応じ、複数の事業場について同一人が管理することを妨げない。また、この飼料製造管理者はその飼料又は飼料添加物の製造の方法についての基準を理解し得る専門的な知識経験を有し、かつ、従業者を監督し得る管理的な地位にあることによって行われる業務、具体的には、①直接飼料又は飼料添加物の製造の業務に携わり、かつ、②その飼料又は飼料添加物の製造の過程において法の違反（特に製造の方法についての基準違反）又は法の処分違反（具体的には法第 23 条又は第 24 条の処分違反）が行われないように必要な注意を払うことが、その役目となる（法第 25 条第 2 項）。なお、製造に係る記録の確認等用事については、デジタル技術を活用することを妨げない。

従って、飼料製造管理者の資格は、このような役目を果たし得るものとして、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、③令第 5 条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に三年以

以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していること、とされている（規則第 32 条）。

いわゆる自家配合農家も飼料の製造業者に該当することとなるが、インド産の落花生を原料とする落花生油かすを原料とする飼料又は抗菌性物質製剤等を含む飼料を製造しない限り、飼料製造管理者の設置を要しないこととされている（規則第 31 条）。なお、インド産落花生油かす又は抗菌性物質製剤等若しくはこれを含有する飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を飼料製造管理者が設置されていない自家配合農家等に販売しないこと。

飼料製造管理者は、以上で述べたように、安全な飼料又は飼料添加物の製造に重要な役割を果たすものであり、飼料製造業者のこの点についての責任体制を明確にしておく必要があること、更には検査の際の必要性等から飼料製造管理者の異動を常時把握しておく必要があることから、製造業者は飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となったときは、1 月以内に、農林水産大臣に飼料製造管理者の氏名等を届け出なければならないとされている（法第 25 条第 3 項、規則第 33 条）。

(1)～(3) (略)

別記様式第 9 号

自家検査成績書

1. 製剤の検査成績

(1)～(4) (略)

(5) 力 価	表示力価	mg (力価) / g
	実測値	mg (力価) / g
	表示力価に対する割合	%

(6)～(13) (略)

上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していること、とされている（規則第 32 条）。

いわゆる自家配合農家も飼料の製造業者に該当することとなるが、インド産の落花生を原料とする落花生油かすを原料とする飼料又は抗菌性物質製剤（プロピオン酸等の製剤を除く。）を含む飼料を製造しない限り、飼料製造管理者の設置を要しないこととされている（規則第 31 条）。なお、インド産落花生油かす又は抗菌性物質製剤若しくはこれを含有する飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を飼料製造管理者が設置されていない自家配合農家等に販売しないこと。

飼料製造管理者は、以上で述べたように、安全な飼料又は飼料添加物の製造に重要な役割を果たすものであり、飼料製造業者のこの点についての責任体制を明確にしておく必要があること、更には検査の際の必要性等から飼料製造管理者の異動を常時把握しておく必要があることから、製造業者は飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となったときは、1 月以内に、農林水産大臣に飼料製造管理者の氏名等を届け出なければならないとされている（法第 25 条第 3 項、規則第 33 条）。

(1)～(3) (略)

別記様式第 9 号

自家検査成績書

1. 製剤の検査成績

(1)～(4) (略)

(5) 力 価	表示力価	mg (力価) / g <u>又は単位 / g</u>
	実測値	mg (力価) / g <u>又は単位 / g</u>
	表示力価に対する割合	%

(6)～(13) (略)

2. 製造用原体の検査成績等

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 力 価 mg (力価) / g
- (6) ・ (7) (略)
- (8) 純度試験 (pH、鉛、ヒ素等)
- (9) ～ (16) (略)

(注) (略)

2. 製造用原体の検査成績等

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 力 価 mg (力価) / g 又は単位 / g
- (6) ・ (7) (略)
- (8) 純度試験 (PH 重金属ヒ素等)
- (9) ～ (16) (略)

(注) (略)